

件名： 議会基本条例、作業部会 2 班の議事録

作業部会第 2 班の皆様

議事録をお送りいたしますので、ご確認ください。(正副座長にも参考としてお送りします) 2 班の皆さんにご確認いただければ、《結論》の部分を正副座長に送付します。

作業部会第 2 班 議事録 2014 年 10 月 21 日 (火) 10:00~12:00

斉藤班長、鈴木、板倉、中山、紀、渡辺ふ、田頭、白井

=====

▼初当選議員の研修について

議会基本条例の新人研修を第 1 4 条または第 2 2 条のどちららに入れるか

《結論》=====

第 7 章のタイトルを「本条例の検証・研修 (仮題)」に変更して、現 2 2 条のあとに別条立てで入れる。

条文例：第 2 3 条 (初当選議員向けの研修)

議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

※ 条文は元の第 1 6 条の第 2 号をそのまま引用しています。

=====

協議経過

- ・ 第 1 4 条に戻したほうがいいのか (調査・研修・政策立案)
 - ・ 初当選議員向けの研修が抜けている。そのあり方をどう考えていくか。
 - 議会基本条例のみならず、議会に関わること全体の議員としての研修についてどこかに盛り込むべきではないか?
 - そこまで入れ込むのであれば、初当選議員に向けての研修を条文に入れることそのものに反対する
 - ・ 研修と検証を一緒に考えられないか
 - ・ 議会基本条例の初当選議員向けの研修は、議長や議運の委員長などが解説して読みあわせするだけでも意味があるのではないか
 - ・ 誰がやるか? が一番の課題ではないか
 - 議長及び議運の委員長が最適ではないか
 - 政治的解釈が入らないように、議会事務局がいいのではないか
- 「第 1 4 条の第 2 項・第 5 号の後に第 6 号を追加する」という案もあったが…

【ただし】調査・立案に関する研修と、議会基本条例の理念を共有する研修とは趣が違ってくるので、その説明が必要となる。

▼第22条の条文について

議会基本条例の検証をどのように行なうか。定期的であれば、どの程度の間隔で行なうか。

また、検証をどのように行なうか、検証項目等のフォーマットを作成するなどして、認識を一致させる方法を議論する。

≪結論≫＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- 1 「必要に応じた検証」は、具体的な事象が発生した場合に、議運に提案（議会改革の提案のように）することにより、いつでも見直しを含めた議論ができるようにすること。
- 2 「定期的検証」は、期間と時期とやり方を決めて、ワークシートを使って（逐条解説と照らし合わせるなど）、条文が現状に即しているかどうか確認する作業とする。

→ここで出た課題は、議運の議会改革で議論をする。

「必要に応じた検証」「定期的検証」を上記のように認識を一致させて、条文を策定してはどうか。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- 「必要に応じて検証・見直し検討はできる」
- 「定点観測での検証・見直し検討ができる」

所沢の議会改革評価表を参考に検証のためのワークシートを作成してはどうか。

≪定点観測での検証・見直し検討≫

- ・必要である
- ・必要ない ※両方の意見がありました

「必要に応じて」は、何か具体的なきっかけがあって見直しを含めた議論をすること。
「定点観測」は期間と時期とやり方を決めて、ワークシートを使って逐条解説と照らし合わせて、現状と一致しているかどうか確認する作業となること。

- 条例をつくった以上は運用の検証が必要。ただし、あまり時間をかけないようにする。
- 定点観測として検証するとしても、課題の抽出までは一致できないのではないか。
- あくまで、現状と条文が一致しているかどうかの確認作業。
- 必要であればそれを踏まえて議会改革の提案をする流れに。